

岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十四号）新旧対照表（第一条関係）

(新)	(旧)
目次 略	目次 略
第一章から第六章まで 略	第一章から第六章まで 略
第七章 就労継続支援A型	第七章 就労継続支援A型
第七十条及び第七十一条 略	第七十条及び第七十一条 略
(運営規程)	
第七十一条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	
一 営業日及び営業時間	
二 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額	
三 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第七十九条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間	
四 通常の事業の実施地域	
五 第七条各号（第四号を除く。）に掲げる事項	
第七十二条から第七十七条まで 略	第七十二条から第七十七条まで 略
(就労)	
第七十八条 略	第七十八条 略
2 略	2 略
3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしな	

なければならない。

(賃金及び工賃)

第七十九条 略

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3|及び4| 略

5| 第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

第八十条から第八十二条まで 略

(準用)

第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第八章及び第九章 略

附 則 略

(賃金及び工賃)

第七十九条 略

2| 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

2|及び3| 略

4| 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

第八十条から第八十二条まで 略

(準用)

第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第八章及び第九章 略

附 則 略

(新)	(旧)
目次 略	目次 略
第一章から第十章まで 略	第一章から第十章まで 略
第十一章 就労継続支援 A 型	第十一章 就労継続支援 A 型
第六十一条から第六十五条まで 略	第六十一条から第六十五条まで 略
(就労)	(就労)
第六十六条 略	第六十六条 略
2 略	2 略
3 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。	3 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。
(賃金及び工賃)	(賃金及び工賃)
第六十七条 略	第六十七条 略
2 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。	2 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
3  及び 4  略	2  及び 3  略
5  第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。	4  第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。
6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。	6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
第六十八条から第七十一条まで 略	第六十八条から第七十一条まで 略
(運営規程)	(運営規程)
第七十一条の二 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所	第七十一条の二 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所

ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 利用定員
- 二 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 三 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第百六十七条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 四 サービスの利用に当たつての留意事項
- 五 非常災害対策
- 六 第三十条各号（第四号を除く。）に掲げる事項

（準用）

第百七十二条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十四條から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條から第五十九條まで、第六十五條、第六十七條から第六十九條まで、第七十二條から第七十四條まで、第七十八條、第八十四條から第八十六條まで、第八十八條から第九十條まで、第百三十七條、第百三十八條及び第百五十九條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百七十一條の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第百三十七條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百七十二條において準用する第百三十七條第二項」と、第五十六條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八條中「前条」とあるのは「第百七十二條において準用する前条」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第五十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十二條第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十四條」とあるのは「第百七十二條において準用する第八十六條」と、同項第四号中「第七十二條第二項」とあるのは「第百七十二條において準用する第七十二條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百七十二條」と

、第九十條第一項中「前条」とあるのは「第百七十二條において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第百七十二条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十四條から第三十九條まで、第四十九條、第五十六條から第五十九條まで、第六十五條、第六十七條から第六十九條まで、第七十二條から第七十四條まで、第七十八條、第八十四條から

第九十條まで、第百三十七條、第百三十八條及び第百五十九條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第百七十二條において準用する第八十七條」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第百三十七條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百七十二條において準用する第百三十七條第二項」と、第五十六條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十七條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八條中「前条」とあるのは「第百七十二條において準用する前条」と、第七十四條第二項第一号中「第五十七條第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第五十七條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十二條第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第十九條第一項」と、同項第三号中「第六十四條」とあるのは「第百七十二條において準用する第八十六條」と、同項第四号中「第七十二條第二項」とあるのは「第百七十二條において準用する第七十二條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百七十二條」と、第八十七條中「第九十條第一項」とあるのは「第百七十二條において準用する第九十條第一項」と、第九十條第一項中「前条」とあるのは「第百七十二條において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十二章から第十六章まで 略  
附 則 略

---

第十二章から第十六章まで 略  
附 則 略